

第3子以降届出保育施設等利用給付認定申請書兼現況届 (年度)

(宛先) 春日市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 第3子以降届出保育施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請者と生計を一にする児童の教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定に係る申請書及び関係書類を確認することがあります。
- 申請書等に記載した内容は、第3子以降届出保育施設等利用給付認定や第3子以降届出保育施設等保育料補助金の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、第3子以降届出保育施設等利用給付認定を変更し、または取り消すことがあります。認定の変更または取消により、既に交付を受けた第3子以降届出保育施設等保育料補助金の返還を求められることがあります。
- ひとり親世帯にあつては、児童扶養手当受給状況を確認することがあります。
- 必要に応じて関係部署・関係機関と児童や同居世帯の状況について情報共有することがあります。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、第3子以降届出保育施設等保育料補助金の交付を希望し、第3子以降届出保育施設等利用給付認定を申請します。

1 申請者（春日市居住の保護者）の情報

フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	現住所	〒 _____	
			現住所が市外の場合 春日市転入後の住所	
保育を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 育児休業中の継続通所 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（出産予定日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 就学（卒業・修了予定 年 月 日）			
日中の連絡先 (電話番号)		携帯・自宅 その他 ()	前年度住民税 課税 ・ 非課税	今年度住民税 課税 ・ 非課税

2 申請者以外の保護者の情報

フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	現住所	〒 _____	
			現住所が市外の場合 春日市転入後の住所	
保育を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 育児休業中の継続通所 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（出産予定日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 就学（卒業・修了予定 年 月 日）			
日中の連絡先 (電話番号)		携帯・自宅 その他 ()	前年度住民税 課税 ・ 非課税	今年度住民税 課税 ・ 非課税

3 対象とする児童の情報（第3子以降で届出保育施設等に在籍する児童）

フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	出生順位 第 子	在籍する施設の名称	電話番号 () _____
			施設利用開始(予定)日	年 月 日
フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	出生順位 第 子	在籍する施設の名称	電話番号 () _____
			施設利用開始(予定)日	年 月 日

4 保護者と対象とする児童以外の生計同一の者の情報

フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	申請者との続柄	就労・通学・通園先	申請者と別居の場合の住所
フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	申請者との続柄	就労・通学・通園先	申請者と別居の場合の住所
フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	申請者との続柄	就労・通学・通園先	申請者と別居の場合の住所
フリガナ 氏名	----- 生年月日 年 月 日	申請者との続柄	就労・通学・通園先	申請者と別居の場合の住所

<必ず裏面も確認し、必要となる添付書類を提出して下さい>

<添付書類>

1 保育を必要とする理由に応じた添付書類（ひとり親世帯を除いて、父母とも添付書類が必要です。）

保育を必要とする理由	添付書類
就労している人（月64時間以上）	就労証明書 ※証明の有効期間：事業所の証明日から3か月間
育児休業中の人 ※1 （職場復帰後、月64時間以上の就労を予定している人）	就労証明書 ※職場復帰日が記載されたもの
自営業（月64時間以上）	就労証明書 事業により収入を得ていることが確認できる確定申告書の写し等
妊娠・出産 ※2	親子健康手帳（母子健康手帳の写し） ※表紙及び分娩予定日が記載されたページの写し
疾病がある人	診断書 ※治癒見込期間と保育ができないことが明記されたもの
障がいがある人	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し ※氏名・等級・有効期限（ある場合）が分かる部分
同居の親族を常時介護または看護している人	介護状況表、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証（要介護認定を受けた人のみ）の写しまたは診断書 ※診断書は、治癒見込期間と介護または看護を要することがわかるもの ※手帳の写しは氏名・等級・有効期限（ある場合）が分かる部分 ※介護保険被保険者証は氏名・要介護状態区分等・認定の有効期間が分かる部分 ※介護状況表は、市ウェブサイトもしくはこども未来課にあります。
災害等の復旧にあっている人	罹災証明書
求職活動をしている人 ※3	求職活動申告書兼誓約書
就学している人 ※4	在学証明書（学校が記入） ※授業時間・日数が確認できない場合は授業カリキュラム添付

※1 上の子どもが認可外保育施設等を月極めで利用していて、その子どもが小学校に就学する日の前日までまたは生まれる子どもが満1歳を迎える日の属する年度の末日までのいずれか短い期間までが補助の対象となります。

※2 出産日前後各8週間程度の認定となります。

※3 原則として1か月、最長で3か月間のみの認定となります。その期間内に就職し、「就労証明書」を提出することで認定期間を延長できます。

※4 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している人や、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている人が対象です。

2 住民税課税証明書（春日市で市民税が課税されている人を除く。）

対象年度	添付書類（住民税が課税されている保護者1人のもののみで可）
4月から8月までの保育料	前年度
9月から3月までの保育料	現年度

住民税の課税証明書、納税通知書または特別徴収税額の決定・変更通知書

※ 市内の認可保育所・認定こども園または施設型給付幼稚園を利用しているきょうだいがいる場合、書類の提出を省略できることがあります。

3 別居しているが生計同一のきょうだいがいる場合

添付書類	生計同一申立書と生計同一申立書に記載された添付書類
------	---------------------------

※ 第3子以降届出保育施設等利用給付認定を希望する児童が、別居のきょうだいをカウントしなくても第3子以降の児童となるときは提出不要です。

4 ひとり親世帯の場合

添付書類	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給している人 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受けていない人	児童扶養手当認定通知書または証書の写し 保護者の戸籍謄本
------	--	---------------------------------